

報第6号

平成29年度樺原市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

平成29年度樺原市健全化判断比率及び資金不足比率について、別紙のとおり算定したので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により報告する。

平成30年9月5日報告

樺原市長 森下 豊

平成 29 年度樫原市健全化判断比率報告書

(単位：％)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
平成 29 年度	— (△ 0. 5 7)	— (△ 1 7. 2 5)	7. 6	6 2. 8
早期健全化基準	1 2. 1 7	1 7. 1 7	2 5. 0	3 5 0. 0

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の「－」は、実質赤字額及び連結実質赤字額が生じていないことを示し、下段括弧内に、参考値として負の値で併記した。

平成 29 年度樫原市資金不足比率報告書

(単位：％)

	資金不足比率	経営健全化基準
上水道事業	— (△ 1 1 5. 7 8)	2 0. 0
下水道事業	— (△ 2 7. 7 2)	2 0. 0

※ 上水道事業及び下水道事業における資金不足比率の「－」は、資金不足額が生じていないことを示し、下段括弧内に、参考値として負の値で併記した。

